

2026年4月2日
n12026.20

ステーブルコインが経済や金融システムにもたらす影響と今後の展望

公益財団法人 国際通貨研究所

経済調査部 上席研究員 宮川 真一



1. ステーブルコインの定義	3
2. ステーブルコインの発行・流通の現状	4
3. 米国政府のリスク認識と方針転換	5
4. リスク① 発行体が抱える不透明性	6
5. リスク② 経済・金融システムへの影響	7
6. 発行体が抱える不透明性に対する前向きな見解	8
7. 経済・金融システムへの影響に対する前向きな見解	9
8. 発行額が期待ほど伸びないとする見解	10
9. 主要国の規制整備の状況	11
10. まとめ	12

1. ステーブルコインの定義

- ステーブルコインとは、ブロックチェーン上で発行、記録、移転される暗号資産の一種であり、アクセスが容易で安価かつ高速な決済手段として、昨今、世界中で注目を集めている。現在発行されているステーブルコインの大半は米ドル建てで、主にビットコイン等の暗号資産の売買や裁定取引に用いられている。
- 近年、ステーブルコインの他にも、中央銀行デジタル通貨、トークン化預金、電子マネーといった複数のデジタル通貨*が、発行・流通、試験運用、調査研究等、様々な段階で決済手段として競合・共存している。
- こうしたデジタル通貨は決済の効率化という共通の目的を持ちつつも、発行主体、価値の安定性、規制監督体制等に違いがある。
- このうちステーブルコインは、銀行口座を持たない層や米ドル建ての決済を利用できない層でも、スマートフォン経由で簡単に決済手段にアクセスできる利点がある一方で、発行主体のガバナンス、価格の安定性、規制監督体制が整備途上といった課題を抱えている。

	ステーブルコイン	中央銀行デジタル通貨	トークン化預金	電子マネー
発行主体	ノンバンクや商業銀行	中央銀行	商業銀行	民間企業
定義	暗号資産の一種 発行主体の負債	法定通貨のデジタル版 中央銀行の負債	トークン化された銀行預金 商業銀行の負債	発行者の閉鎖システム内で移 転可能な前払式支払手段
主な発行目的	暗号資産の売買、裁定取引 決済の効率化、金融包摂	決済の効率性・安定性の向上 金融包摂	決済の効率性・安定性の向上	決済の効率化
価値の安定性	裏付資産やアルゴリズムによる 価値の安定化を目指す	法定通貨と等価	銀行預金と等価	額面通貨と等価
規制監督体制	日本、EU、米国が先行も整備 途上	中央銀行が管理	銀行預金と同様の規制監督	金融庁(日本)
主な発行例	USDT (エルサルバドル) USDC (米国)	Sand dollar (バハマ) eNaira (ナイジェリア) Jam-Dex (ジャマイカ)	JPM Coin (米国) Citi Token Service (米国)	Suica (日本) WAON (日本)

(資料)各種資料より国際通貨研究所作成

(注)* 本稿における「デジタル通貨」は、中央銀行や民間主体により発行される電子的な価値記録のうち、決済機能を有するものを幅広く含む概念として用いる。

そのため、ステーブルコインもデジタル通貨に含まれるものとして取り扱うが、これはあくまで本稿の分析上の便宜によるものであり、必ずしも一般的な分類や法的定義と一致するものではない。

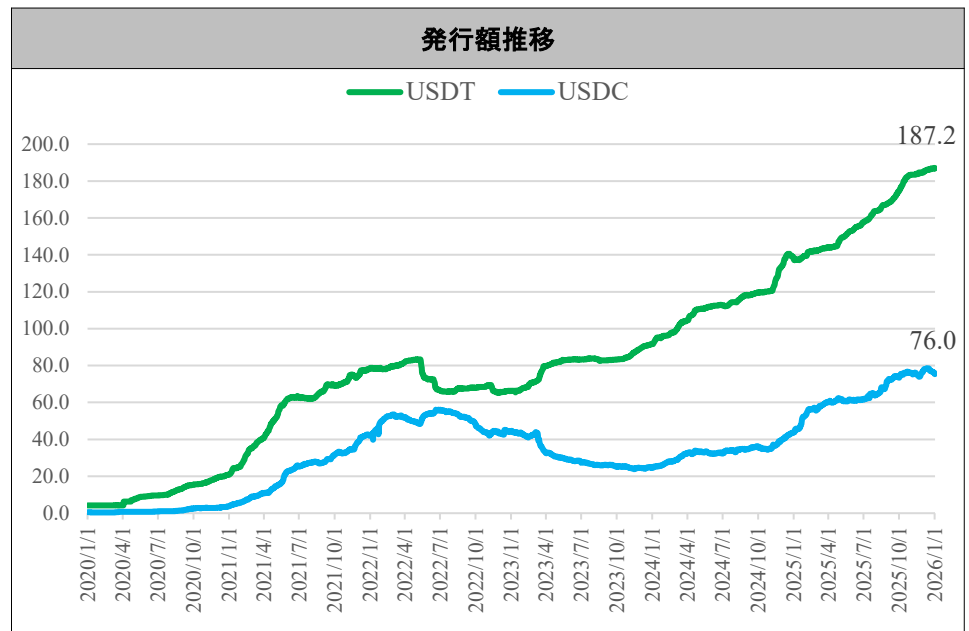
2. ステーブルコイン発行・流通の現状

- 世界初のステーブルコイン(USDT)は2014年に発行されたが、米国政府がデジタル資産戦略の中心にステーブルコインを含む暗号資産を据えたこともあり、近年、USDT、USDC共に発行額を伸ばしている。
- 2025年12月時点で、ステーブルコインの総時価総額は約2,700億米ドルを超え、そのうち95%超を米ドル建てのUSDTとUSDCの二つのステーブルコインが占める。両ステーブルコインの取引額も年々増加している。
- ステーブルコインの利用シーンは、これまでのところ、ビットコイン等の暗号資産の購入・売却時のブリッジ、暗号資産間の裁定取引等が中心で、実店舗やeコマースでの支払いといった現実世界での利用は極めて限定的である。

USDT・USDCの概要

	USDT	USDC
発行主体	Tether International Ltd	Circle Internet Financial LLC
発行年	2014年	2015年
法人登記国	エルサルバドル、香港、英領ヴァージン諸島 他	米国、フランス、英国、シンガポール 他
発行額	約1,872億米ドル(2025年12月)	約760億米ドル(2025年12月)
取引額	年間6.38兆米ドル(2025年)	年間4.66兆米ドル(2025年)
主な取引国	アジア、中東、アフリカ、中南米 他	米国、欧州、シンガポール 他

(資料)各種資料より国際通貨研究所作成

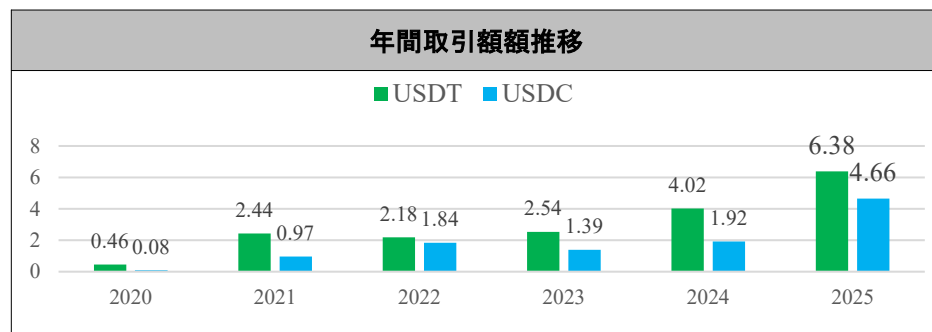


(資料) coin geckoより国際通貨研究所作成

(単位: USD billions)

民間セクターの市場予測(0.5~2兆米ドル)

- ・スタンダードチャータード銀行:2028年までに2兆米ドル ([BLOCK NEWS INTERNATIONAL](#), Apr.16.2025)
- ・シティーグループ:2030年までに1.9兆米ドル ([Fintechnews.ch](#), Oct.9.2025)
- ・JPモルガン:2028年までに0.5兆米ドル ([Bloomberg](#), Jul.24.2025)



(資料)VISAより国際通貨研究所作成

(単位: USD trillions)

3. 米国政府のリスク認識と方針転換

- 2021年11月、大統領ワーキンググループは「Report on STABLECOINS」を公表。適切に設計され、適切な監督下にあるステーブルコインは、有益な決済手段を支える可能性を秘めているとしながらも、利用拡大に伴い、価値の喪失、決済システムリスク、規模のリスク等、様々なリスクが生じる可能性を指摘した。
- また、こうしたリスクに対し、現在の監督は一貫性がなく断片化しており、一部のステーブルコインは事実上規制対象外となっているとしていたが、2025年1月、米国政府はCBDCの開発を中止し、ステーブルコインを含めた暗号資産を活用したデジタル資産戦略の推進を表明した。

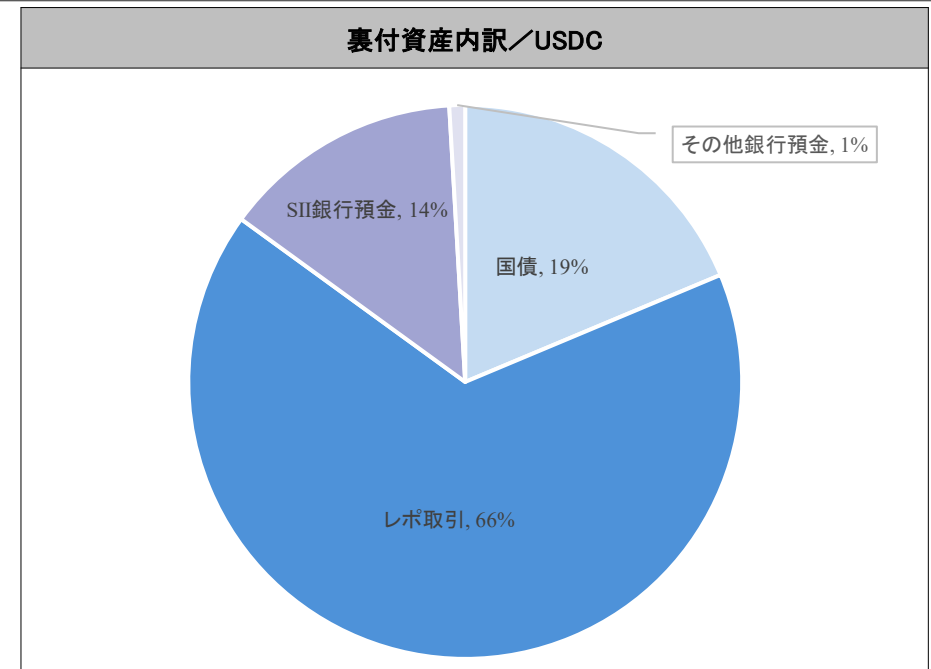
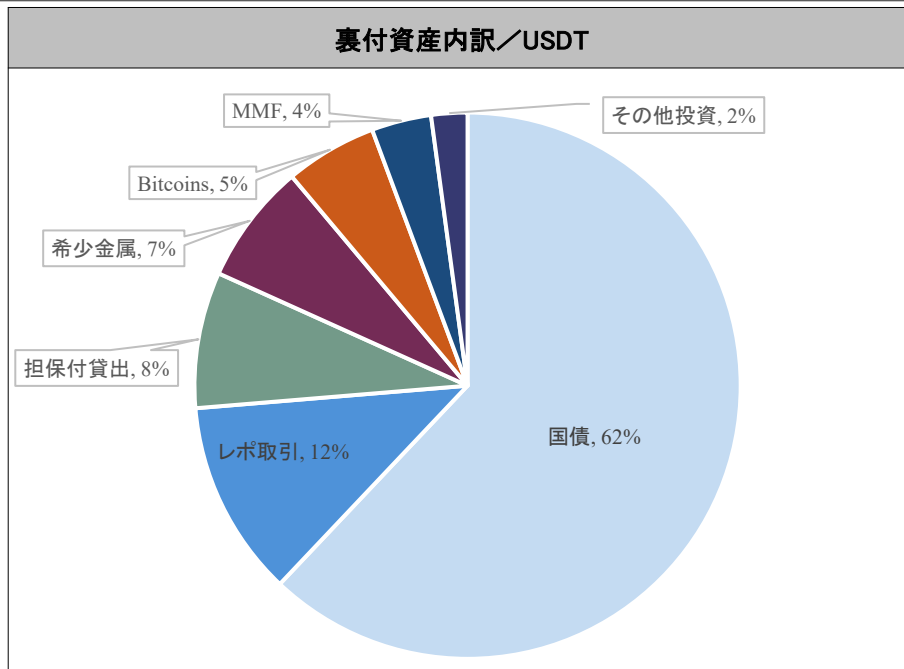
ステーブルコインの利用拡大に伴い生じる主なリスク／Report on STABLECOIS

価値の喪失 ステーブルコイン・ラン	ステーブルコインへの信頼が損なわれる要因 ① 価格が下落したり、流動性が低下したりする可能性のある裏付資産 ② 裏付資産を適切に保護することを失敗する ③ 保有者に対する償還の確実性の欠如 ④ サイバーセキュリティやデータの保護等に関する運用リスク
決済システムのリスク	決済利用を目的としたステーブルコインは、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、システムのガバナンスリスク、決済リスク等、従来の決済システムと同等のリスクに加え、分散型の意思決定と複雑なオペレーションにより、次のような新たなリスクが出現する可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性リスク: 24時間365日稼働するステーブルコインの決済システムと既存の決済システムとの稼働時間の相違等により、決済利用が一時的に滞る流動性リスクが生じる可能性。 ・ オペレーショナルリスク: 分散型台帳管理において、参加者の取引を検証するインセンティブが十分に高まらず、ネットワークの混乱を引き起こす可能性。 ・ 決済リスク: 多くの分散型台帳はパーミッションレス型であり、ユーザーが参加する際に事前の承認が必要なく、決済の信頼性や最終性を定義または保証する責任者も存在しないため、決済リスクが生じる可能性。
規模のリスク システミックリスクと経済力の集中	急速なステーブルコインの流通拡大により生じる3つの政策的懸念。 <ol style="list-style-type: none"> ① システミックリスク(金融安定性と実体経済に悪影響を及ぼす可能性) ② 発行者、ウォレットプロバイダー、利用企業との結合は、経済力の過度な集中につながり、市場の競争原理に悪影響を及ぼす可能性。 ③ 金融システムやマクロ経済にも重大な影響を与える可能性。
レギュラトリーギャップ	ステーブルコインの上記リスクに対する規制、監督の基準や体制が未整備。

4. リスク① 発行体が抱える不透明性

- 2025年7月、米国で決済用ステーブルコインの規制枠組みを定めるGENIUS法が可決・成立した。本法は、発行体に対し、発行するステーブルコインと同額の裏付資産（現金、国債等の安全資産）の保有、月次の詳細な情報開示等の厳格なリスク管理を義務付けている。法律の成立から18カ月以内、または規制当局が最終規則を発行してから120日後のいずれか早い方に全面施行されることになっており、現在は、法律の施行に向けた詳細なルール作りが行われている段階。
- 最大手のUSDT（Tether社）は米国外（エルサルバドル等）を拠点とし、裏付資産にビットコイン等のリスク資産を含むことや監査の不透明さ等から、認可取得は困難との見方が主流。Tether社はこれに対抗し、2026年1月、米国居住者向けにGENIUS法に準拠した新たなステーブルコイン「USA^{FL}」の発行を公表した。
- 対照的に、USDC（Circle社）は米国を拠点とし、法令遵守の姿勢が強く、保有資産も本法の要件に合致しているため、連邦認可を取得する可能性が極めて高いと目されている。

ステーブルコイン発行体ごとの裏付資産の内訳



(注) SII銀行預金

Deposit at Systemically Important Institutions/具体的な銀行名は非公開

5. リスク② 経済・金融システムへの影響

- ステーブルコインの普及による経済や金融システムへの影響について、国際機関等から次のようなリスクも指摘されている。

金融システム・通貨制度への影響

<p>短期国債市場への影響</p>	<p>現在、米国のT-bill市場残高に占めるステーブルコインの割合は2%程度と小さいが、ステーブルコインの発行規模が今後も拡大し続けた場合、裏付資産となる短期国債市場の需要増に繋がり、利回りは圧縮される可能性がある。また、ステーブルコインの取り付け騒ぎ時には、短期国債の投げ売りが発生し、市場機能に支障をきたす可能性がある。さらに、国外からの大規模な国債保有は、予測困難な越境の資金移動が生じる可能性も想定される。こうした短期国債市場への影響は、政府の資金調達能力にも悪影響を及ぼす虞がある。</p>
<p>銀行仲介機能の浸食</p>	<p>ステーブルコインの裏付資産のうち銀行預金の割合が低下した場合、銀行は預金金利をより競争力のある水準に設定せざるを得なくなり、銀行の安価で安定的な資金調達が減少し、貸出供給に影響を及ぼす虞がある。また、国外のステーブルコインへの需要の高まりは、国外への資金流出により、銀行預金の減少を一層加速させる可能性がある。</p>
<p>通貨の三特性の欠如</p>	<p>ステーブルコインは、健全な通貨制度に必要な通貨の三つの特性「安全性」・「単一性」・「弾力性」すべてにおいて、欠陥を抱えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【安全性】ステーブルコインは無記名であるため、KYC、コンプライアンス上の問題が生じやすい。また、ステーブルコインの保有者は発行者の顧客とは限らず、本人確認をしていない個人に送られる可能性があることから、日常的な決済におけるAML/CFTチェックへの対応は難しい。 ・【単一性】コインによって発行者が異なり、発行者の信用度によってコインの価格は変動する。 ・【弾力性】発行体には中央銀行による市中銀行に対する日中当座貸越のような流動性資源がないため、発行体は自社のバランスシートを自由に拡大することができない。

通貨主権や国際金融秩序への影響

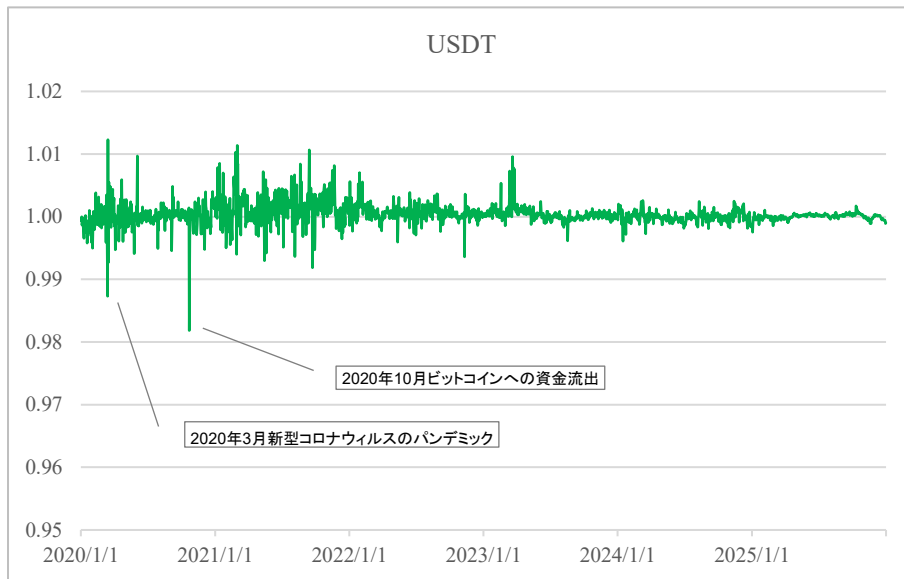
<p>デジタル・ダラー化 (通貨代替)</p>	<p>経済活動の多くの部分が外貨建てステーブルコインに移行した場合(通貨代替)、中央銀行の国内流動性や金利に対する統制力が弱まり、金融政策の伝達が阻害される可能性がある。さらに、自国通貨の需要減少により、中央銀行のシニョリッジ収入の減少、政府への利息支払いの減少等が生じる虞がある。</p>
<p>資本フローの不安定化</p>	<p>ステーブルコインは、現在のクロスボーダー決済が抱える課題を解決する可能性があるが、コルレス銀行ネットワークを迂回することにより、資本移動と為替レートのダイナミクスを大きく変える可能性がある。</p>
<p>暗号資産重商主義 (Cryptomercantilism)</p>	<p>米国がドルの覇権強化のために戦略的にステーブルコインを推進する一方で、それが他国の金融安定を脅かすという地政学的な対立構造が生じる可能性がある。</p>

(資料) IMF[2025]、BIS[2025]、ANDERSEN INSTITUTE[2025]、European Parliament[2025] より国際通貨研究所作成

6. 発行体が抱える不透明性に対する前向きな見解

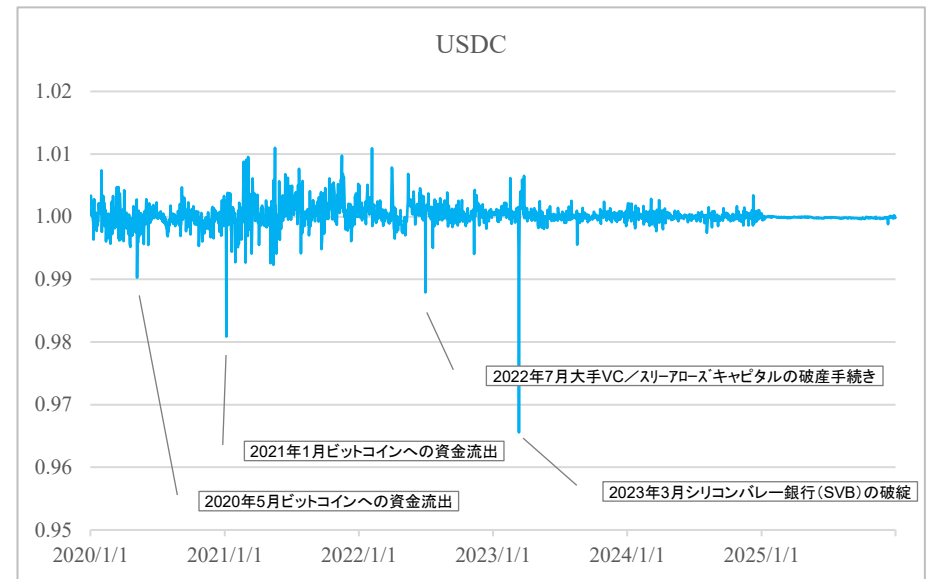
- 米国で可決したGENIUS法に基づき発行管理されるステーブルコインは、発行体が抱える不透明性を和らげ、イノベーションを加速する可能性を秘めているとする見解もある。
- GENIUS法では、ステーブルコイン発行には政府や州の認可を必要とし、ステーブルコイン発行額に対し、米ドル建て短期国債、保険付銀行預金からなる準備金等によって少なくとも1対1の比率で裏付けられることを義務付けている。また、市場の透明性の確保と規律の向上を企図し、裏付け資産に関する情報の定期的な公開を義務付けている。
- ステーブルコイン(USDT、USDC)は、これまでパンデミック、ビットコインへの資金流出、シリコンバレー銀行の破綻(2023年3月)等を契機に、ペッグ値から価格の乖離が見られるが、発行体が額面での償還能力と迅速な引き出し能力を示した時点でペッグ値に回復した実績がある。
- 特に2025年以降は、GENIUS法の成立により、規制による法的確実性の向上、情報開示の標準化が見込まれることや、実際にTether社も批判を受けてリスク資産の比率を下げポートフォリオの健全化を進めたこと等から、価格の安定推移が続いている。

ステーブルコインの価格推移



(資料) coin geckoより国際通貨研究所作成

(単位: USD)



(出所) coin geckoより国際通貨研究所作成

(単位: USD)

7. 経済・金融システムへの影響に対する前向きな見解

- ステーブルコインを単に伝統的金融システムの外側にある脅威とみなすのではなく、リスクを認識しながらも、GENIUS法などの適切な規制環境下で発行、流通することを前提にすれば、ステーブルコインは国債市場を安定させ、銀行機能を強化する革新的な技術である等、ベネフィットを指摘する向きもある。

国債市場	Tether社とCircle社は、合わせて1,000億米ドル以上の短期国債を保有し、既に市場における主要な投資家となっている。 これまで長年、米国債を購入してきた伝統的な海外投資家等が保有意欲を減退させる局面においては、ステーブルコイン発行者は新たな米国債の需要源として期待される。
銀行仲介機能	ステーブルコインに利息は付されないため、Tether社やCircle社に代わり銀行がステーブルコインを発行することで、銀行はこれまで接点のなかった新たな顧客層を獲得できる可能性がある。 また、既に資産管理に関する専門知識を有する銀行は、非銀行のステーブルコイン発行者からカストディ(資産保管)や準備資産管理業務を受託することで、新たな収益源を得られる可能性がある。
流動性	GENIUS法では、ステーブルコイン発行者がレポ市場で借入れを行い償還に対応する可能性を規定しており、パニック的な投げ売りを回避するセーフティバリュースとして機能する可能性がある。
米ドルの国際的役割の強化	より安価で高速な決済手段としての米ドル建てステーブルコインの利用拡大は、米国の資産への需要を喚起し、米ドルの覇権的役割を強化し得る。
資本フロー	従来の国際送金にかかっていた高額な手数料を大幅に削減し、国際的な貿易決済や送金の効率を劇的に高めるインフラとしての機能する可能性がある。 また、インターネットアクセスの拡大により、従来銀行サービスの行き届いていなかった地域における金融包摂の向上にも寄与し得る。

(資料) ANDERSEN INSTITUTE[2025]、IMF[2025]、European Parliament[2025] より国際通研究所作成

8. 発行額がそれほど伸びないとする見解

- ステーブルコインの経済や金融への影響は、今後も、ステーブルコインの発行額が増加した場合に生じるとされるが、①現在、主要国で整備が進む規制設計は主に国内利用を対象としていること、②ステーブルコインの用途は暗号資産取引に偏っていること、③既存の決済インフラとの競合、④収益性モデルの限界、からステーブルコインの発行額は、それほど伸びないという主張もある。

①規制・ガバナンスのハードル／国際的な規制・監督の枠組み整備の遅れ

- 日本、ユーロ圏、米国で規制整備が進んでいるが、いずれも国内での発行、流通を対象とした制度設計である。
- クロスボーダーでの利用を想定し金融安定理事会 (FSB) が策定したグローバル・ステーブルコイン (GSC) に関するハイレベル勧告*の包括的な実施状況は途上であり、GSCの規制枠組みを最終決定した法域は少数にとどまっている。
- 規制が策定された法域でも、FSBの勧告と完全に整合しているケースは限定的であり、特に、リスク管理体制、資本バッファー、ストレステスト、リザーブ資産の適格性、および破綻時の処理計画 (回復・破綻処理) といった重要な分野で、依然として大きなギャップがある。

②用途の偏り／暗号資産取引のブリッジ通貨にとどまり、取引国も新興国が中心

- ステーブルコイン取引の約80%は、暗号資産間の裁定取引やリバランスを目的としたポットや自動システムによって行われており、一般的なリテール決済への利用は依然として限定的。
- ステーブルコインのクロスボーダーでの利用は、新興市場国および途上国 (EMDEs) 間でのフローが最も大きなシェアを占めている。

③既存の決済インフラとの競合

- ステーブルコインが提供する機能は、既存の決済インフラを活用した取り組み (即時決済システムの相互接続等) や、中央銀行デジタル通貨 (CBDC)、トークン化預金等が提供する機能と競合する可能性がある。

④収益性モデルの限界

- ステーブルコイン発行体のビジネスモデルは、貸出業務を行わず安全資産 (短期国債等) の運用益を主たる収益源とする嘗てのナローバンク構想と類似している。ナローバンク構想は収益性が低いモデルとして実現が困難だった。
- 短期国債の金利が変動する中で、運用益だけで安定的に収益を上げることは難しいとされており、発行益以外の収益源や付加価値 (ネットワーク効果、手数料収入など) がなければ、事業として成立しない可能性がある。

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

(注) * 金融安定理事会 (FSB) [2023]

9. 主要国の規制整備の状況

- 金融安定理事会 (FSB) は発行、償還、リスク管理において国際的な一貫性を求めているが、日本、EU、米国はいずれも国内での発行、流通を企図した規制整備にとどまる。
- 国外への流通や国外機関による発行を企図した取り組みを行う事例として、香港やシンガポールがあげられる。香港では、香港ドルに連動するステーブルコインについては、国外の発行者にもライセンス供与を認めるなど、通貨そのものの信頼性の確保を軸に、ステーブルコインの規制、監督を整備している。また、シンガポールでは、シンガポールドルのほか、G10*通貨ペッグのステーブルコインの発行を認めることで、国際的な実用性を高めようとしている。(実際の発行事例はまだない模様)

	日本	EU	米国	香港	シンガポール
主な制度名	改正資金決済法 (2023年6月施行)	MiCA (2024年12月施行)	GENIUS Act (2025年7月可決)	Stablecoin Ordinance (2025年8月施行)	Payment Services Act (2023年8月施行)
発行体	銀行・資金移動業者・ 信託銀行	信用機関または電子 マネー発行機関	被保険預金機関の子 会社、認可を受けた 発行者	香港法人、香港に支 店を持つ域外認可機 関(銀行等)	認可を受けたノンバン ク、銀行
ステーブルコイン の分類	デジタルマネー類似 型	EMT / ART *に分類	決済用ステーブルコ イン	特定ステーブルコイン (法定通貨参照型)	単一通貨ペッグ・ス テールコイン
裏付資産に関する 規制	100%以上 預金、 国債(3か月以内)	100%以上 高流動性、リスクが最 小限の金融商品	100%以上 現金、預金、 国債(93日以内)等	100%以上 現金、預金、 国債(1年以内)等	100%以上 G10**の現金、 国債(3か月以内)等
発行体の開示・ 報告義務	利用者保護・償還等 の情報開示	ホワイトペーパー、裏 付資産、内部統制の 開示	償還方針、発行残高 と準備金の構成、財 務諸表等	ホワイトペーパー、準 備資産、監査結果等 の開示	ホワイトペーパー、 監査報告書の開示

(資料)各種資料より国際通貨研究所作成

(注)* EMT: Electronic Money Tokens、ART: Asset-Reference Tokens

(注)**G10: オーストラリア、英国、カナダ、ユーロ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米国

10. まとめ

- ステーブルコインの発行額は2025年12月時点で約2,700億ドルに達し、拡大基調が続いている。
- ステーブルコインが経済や金融システムに与える影響については、各種機関によってリスク・メリットいずれも指摘されており、依然として定まった評価はない。基準通貨とのペッグ外れ(デペッグ)や取り付け騒ぎ(ラン)が短期国債市場や銀行システムへ波及するシステムリスクの懸念や、ドルベースのステーブルコイン拡大が他国の金融安定や金融政策の伝達を阻害する懸念を強調するものから、GENIUS法等により適切に規制されたステーブルコインが銀行の預金金利競争を促して金融仲介の効率を高めうる点や、安定した投資家として国際市場の安定に資する点等を評価するものまで様々。
- ステーブルコインは、伝統的な決済システムの抱える課題(高速化やコスト低減等)を解決する可能性を秘めているが、指摘されているリスク・メリットが実際に顕在化するかどうかを見極めるには、更なる規模の拡大が必要。民間・公的機関から示されている今後の成長予測については0.5兆ドルから数兆ドルまで開きが存在するが、以下理由を踏まえれば、当面、ステーブルコインの発行額が一方向的に伸張して行く可能性は高くないと考えられる。
 - ✓ 第一に、現行規制の断片化が挙げられる。日本・欧州・米国の順で主要国におけるステーブルコインの発行・流通に関する規制整備は進んでいるが、その多くは自国内の利用者保護に主眼を置いた設計に留まっている。FSBがクロスボーダー決済の課題解決に向けて提唱する国際的なハイレベル勧告の実施状況は依然として断片的であり、相互運用性が確立されていない現状では、クロスボーダー決済というステーブルコイン最大の強みを発揮する余地が限られている。
 - ✓ 第二に、用途の極端な偏りが挙げられる。現在、ステーブルコイン取引の約80%は暗号資産エコシステム内での自動取引や裁定取引のブリッジ通貨としての利用に過ぎない。実店舗やeコマース等、現実世界の利用は極めて限定的であり、一般的なリテール決済手段として浸透するには、規制整備や相互運用性等の面で実現可能性のハードルが依然として高い。
 - ✓ 第三に、強力な競合手段の台頭である。中央銀行が発行するCBDCや、既存の銀行制度に守られ法的確実性が高いトークン化預金が具体化しつつあり、特に信用力と安全性の観点から、民間発行体によるステーブルコインが独自の優位性を確立することは容易ではない。
 - ✓ 最後に、ビジネスモデルの構造的な限界がある。100%の安全資産裏付けを求める規制下では、発行体は貸出機能を持たないナローバンク的な低収益モデルに縛られる。金利変動リスクを抱えながら、発行益以外の明確な付加価値を見出せない限り、事業としての継続性には疑問符がつく。
- 結論として、ステーブルコインが暗号資産の決済手段から、現実世界での決済手段へと進化するためには、各国がFSB勧告を共通プロトコルとして、香港やシンガポールの事例に見られるようなクロスボーダー決済を企図した設計へと舵を切ることが不可欠である。日本も世界に先駆けた法整備の優位性を活かし、円建てステーブルコインの戦略的な国際ユースケースをいち早く創出しない限り、ステーブルコインは当面の間、限定的な利用に留まるだろう。

以上

- U.S. Department of the Treasury[2021], “ Report on STABLECOINS”, Nov 2021 , (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0454>)
- WHITE HOUSE[2025], “STRENGTHENING AMERICAN LEADERSHIP IN DIGITAL FINANCIAL TECHNOLOGY”, Jul 2025, (<https://www.whitehouse.gov/crypto/>)
- European Parliament[2025], “ Cryptomercantilism vs. Monetary Sovereignty “ , June 2025 , ([https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/760274/ECTI_STU\(2025\)760274_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/760274/ECTI_STU(2025)760274_EN.pdf))
- BIS[2025], “Annual Economic Report”, 24 June 2025, (<https://www.bis.org/publ/arpdf/ar2025e3.htm>)
- IMF[2025], “Understanding Stablecoins” , 4 Dec 2025, (<https://www.imf.org/en/publications/departmental-papers/issues/2025/12/02/understanding-stablecoins-570602>)
- 国際通貨研究所[2025], “中央銀行デジタル通貨とステーブルコイン 競合か共栄か”, 11 Dec 2025, (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2025/nl2025.46.pdf>)
- 香港金融管理局(HKMA), “Regulatory Regime for Stablecoin Issuers”, (<https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/stablecoin-issuers/>)
- Monetary Authority of Singapore(MAS)[2023], “MAS Finalizes Stablecoin Regulatory Framework”,15 Aug 2023, (<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2023/mas-finalises-stablecoin-regulatory-framework>)
- VISA, Visa Onchain Analytics Dashboard, (<https://visaonchainanalytics.com/>)
- ANDERSEN INSTITUTE[2025] , “Stablecoins: A Revolutionary Payment Technology with Financial Risks”, Oct 2025,(<https://anderseninstitute.org/stablecoins-whitepaper/>)
- 金融安定理事会(FSB)[2023], “High-level Recommendations for the Regulation, Supervision and Oversight of Global Stablecoin Arrangements: Final report” , 17 Jul 2023 , (<https://www.fsb.org/2023/07/high-level-recommendations-for-the-regulation-supervision-and-oversight-of-global-stablecoin-arrangements-final-report/>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>